

健康都市さかいロゴマークの使用に関する取扱要綱

平成27年 4月20日
坂井市告示第1 1 6号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が推進する健康都市の象徴である健康都市さかいロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関する取扱いについて必要な事項を定めることにより、ロゴマークの適切な使用の確保に資するものとする。

(図柄)

第2条 ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。

(申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、健康都市さかいロゴマーク使用申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。ただし、市が使用する場合にあっては、この限りではない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容等を審査し適当と認める場合は、許可をすることができる。

3 市長は、前項の許可をするに当たって必要な条件を付することができる。

(使用許可に係る基準)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しないものとする。

- (1) 坂井市の品位や信用を害するおそれがある場合
- (2) 法令や公序良俗に反するもの、又は反するおそれがあるものに使用する場合
- (3) 公の選挙、宗教の布教又は政治活動に使用する場合
- (4) 営利目的で、自己の商標や意匠として使用する場合
- (5) その他、市長がロゴマークの使用が適さないと認める場合

(使用許可書等)

第5条 市長は、ロゴマークの使用を許可したときは、健康都市さかいロゴマーク使用許可書（様式第2号）を交付する。

2 市長は、ロゴマークの使用を許可しないときは、健康都市さかいロゴマーク使用不許可書（様式第3号）を交付する。

(使用の許可に係る権利の譲渡)

第6条 ロゴマークの使用許可を受けた者が、使用許可に基づく権利を第三者に譲渡することは認めない。

(使用の中止及び使用許可の取消)

第7条 市長は、第4条の基準に反した使用と認める場合、ロゴマークの使用許可を取り消すことができる。

(ロゴマークの知的財産権の扱い)

第8条 ロゴマークについての知的財産権は、坂井市に帰属するものとする。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(事務処理)

第10条 健康都市さかいロゴマークの使用に関する事務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年5月1日から施行する。